

令和4年1月24日

保育施設在園児童保護者 各位

海老名市福祉事務所長
(公 印 省 略)

保育所等における登園自粛要請について

日頃から、本市の児童福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

この度の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が示され、県内全市町村が対象区域に指定されました。

また、保育所等の運営につきましては、神奈川県の方針に基づき、感染防止対策を徹底したうえで原則開所としているところですが、市内の保育関係者等の新型コロナウイルス陽性者の報告数は急増しており、本市においても予断を許さない状況となっています。

この状況を鑑み、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、以下のとおり登園自粛を要請させていただきますので、趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 登園自粛要請期間

令和4年1月24日（月）から2月13日（日）まで（まん延防止等重点措置の適用外となるまで）

※まん延防止等重点措置の適用が延長された場合は、登園自粛要請期間も延長いたします。

2 保護者の皆様へのお願い

- ・真に保育が必要な方は、保育を実施いたします。家庭保育が可能な場合は登園を控えていただくようお願いいたします。
- ・保育を希望される場合も、極力短時間の保育となるようご協力をお願いいたします。
- ・ご家族内で発熱や体調不良の症状がある方がおられるときは、必ず園に連絡し、利用は控えてください。

3 保育料の減額について

登園自粛要請期間中に欠席された日数に応じて日割り計算にて減額します。登園自粛要請解除後に差額を還付しますので、一旦規定の額をお支払いください。（お手続きは不要です。）

担当：保育・幼稚園課
(電話046-235-4824)